

お客さま各位

ながの農業協同組合

各種手数料改定のお知らせ

日頃は、JAながのをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このたび当組合では、令和4年11月の電子交換所運用開始に伴う代金取立手数料および手形小切手発行手数料、並びに為替・送金手数料の一部、両替／大量硬貨精査手数料につきまして、令和5年12月1日（金）より、以下のとおり改定させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

手形・小切手に関しましては、政府主導のもと全面的な電子化に向けた取組が進んでおり、令和3年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において「5年後の約束手形利用の廃止と小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「令和8年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げ、全面的な電子化までの対応として、令和4年11月に手形交換所に代わる「電子交換所」を設立し現在に至っております。

電子交換所の設立に伴う手形・小切手の電子交換への移行により、手形・小切手の取扱区分が変更となったため、代金取立手数料を改定いたします。また、4年後の約束手形利用の廃止、小切手の電子化を促進する観点より、手形・小切手発行手数料につきましても改定いたします。

また、為替・送金手数料の一部並びに両替／大量硬貨精査手数料につきましても、昨今の金融情勢を鑑み改定させていただきます。

お客様のご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 代金取立手数料（令和5年12月1日受付分より）

従来は、取引金融機関との間で利用される手形交換所の立地ごとに手形・小切手等のお取扱いが異なっておりましたが、「電子交換所」の設立によって原則全ての手形・小切手等のお取扱いが同一となりました。お取扱いの変更に伴い、従来の手数料区分を廃止し、原則一律の手数料へ改定いたします。

（お取り扱い1件当たり、消費税等を含みます）

改定前		改定後	
お取引区分	手数料	お取引区分	手数料
当 JA 本支所・出張所あて	無料	当 JA 同一店舗あて	無料
長野手形交換所内交換	440 円	当 JA 本支所・出張所あて	440 円
長野手形交換所以外（普通）	660 円	電子交換所	880 円
長野手形交換所以外（至急）	880 円	個別取立※1	990 円
振込・送金組戻料	660 円	振込・送金組戻料	880 円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭掲示料	660 円	不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料	880 円

※1 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行うものです。

2. 手形・小切手帳発行手数料（令和5年12月1日受付分より）

（お取り扱い1件当たり、消費税等を含みます）

種類	内容	改定前		改定後
		手数料		手数料
		署名鑑印刷有	署名鑑印刷無	
小切手帳	1冊（50枚）	660円	660円	11,000円
約束手形帳	1冊（25枚）	495円	440円	5,500円
	10枚	198円	176円	2,200円
為替手形帳	10枚	176円		2,200円
署名鑑印刷新規・変更登録料	1回	5,500円		5,500円
マル専口座開設	1口座	3,300円		3,300円
マル専手形用紙	1枚	550円		550円
自己宛小切手	1枚	550円		550円

※ 発行可能量に限りがございますので、発行のご依頼をいただく際には、当JAのお取引店舗までお問い合わせください。

3. 為替手数料（令和5年12月1日受付分より）

（お取り扱い1件当たり、消費税等を含みます）

改定前			改定後		
お取引区分	3万円未満	3万円以上	お取引区分	3万円未満	3万円以上
窓口振込：為替他行あて	550円	770円	窓口振込：為替他行あて	660円	880円
個人ネットバンク ：為替他行あて	220円	440円	個人ネットバンク ：為替他行あて	165円	330円

※ 変更となる手数料のみ掲載

4. 送金手数料（令和5年12月1日受付分より）

（お取り扱い1件当たり、消費税等を含みます）

改定前		改定後	
当JA本支所・支店等及び県内外JAあて	440円	当JA、県内外JA、他行あて	660円
他行あて	660円		

5. 両替手数料／大量硬貨精査（入金・振込等）手数料（令和5年12月1日受付分より）

（お取り扱い1件当たり、消費税等を含みます）

改定前						改定後		
100枚以内	300枚以内	500枚以内	1,000枚以内	2,000枚以内	2,001枚以上	100枚以内	500枚以内	501枚以上
無料	110円	220円	330円	660円	千枚ごとに330円加算	無料	330円	500枚ごとに330円加算

6. 電子的決裁手段への移行について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しています。当組合においても、お客さまの事務合理化やペーパーレス化に向けた「法人JAネットバンク」等のサービスをご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上